

「令和6年度 ライトライン等に係る市民理解促進支援業務」委託事業者募集要領

1 業務の名称

令和6年度 ライトライン等に係る市民理解促進支援業務

2 業務の背景及び趣旨

- ・ 本市では、人口減少や少子・超高齢化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなう「スマートシティ」の実現に取り組むとともに、その実現に向け、まちの「土台」となるコンパクトなまちが公共交通でつながった「ネットワーク型コンパクトシティ（以下、「NCC」という。）」のまちづくりを進めている。
- ・ ライトラインについては、NCCの形成を支える総合的な公共交通ネットワークの要であり、令和5年度には、JR宇都宮駅東側が開業となり、ライトラインを含めた公共交通ネットワークが充実し、それらの公共交通への利用転換・利用促進を見据え、乗り方教室などの参加・体験する機会を継続的に設けるとともに、利用方法や交通ルールなどの情報、利用シーンの提案等について広く市民に発信を行ってきたところであり、今後とも、利用促進や交通ルールの周知に取り組んでいく必要があると認識している。
また、JR宇都宮駅西側への導入に向けた検討に取り組んでいるところであり、市民理解の促進に取り組んでいく必要があると認識している。
- ・ こうしたことから、あらゆる機会を捉えて様々な媒体・手法を用いたライトライン等に係る市民理解促進の取組に対する支援業務について広く企画提案を受けるものである。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

令和6年度 ライトライン等に係る市民理解促進支援業務

(2) 業務内容

「令和6年度 ライトライン等に係る市民理解促進支援業務 委託仕様書」（以下、「本仕様書」という。）を参照

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に募集要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 業務場所

宇都宮市内

(6) 業務の期間

本業務の期間は、契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 予算上限額

16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容に対して評価は行わない。

5 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 宇都宮市の令和3～6年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「催事関係業務」又は「印刷物・看板等企画・デザイン業務」又は「その他の業務」に登録されている者、または、令和6年6月1日時点の名簿への登録が完了する見込み（令和6年5月5日までに契約課までに申請すること）の者
- (3) 宇都宮市入札参加指名停止基準に基づく入札参加停止又は入札参加保留期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。

6 スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和6年4月5日（金）
参加申請書及び質問書の受付	令和6年4月12日（金）午後3時まで（必着）
質問への回答	令和6年4月16日（火） 予定
辞退届の提出期限	令和6年4月18日（木）午後5時まで（必着）
提案関係書類の提出期限	令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）
提案に係るプレゼンテーション	令和6年5月10日（金） 予定
審査結果の通知、契約締結等	令和6年6月上旬予定

※ このスケジュールは変更する場合がある。

※ 宇都宮市役所の閉庁日を除く。

7 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、令和6年4月12日（金）午後3時まで（必着）に参加申請書（別紙1）を事務局の窓口を持参し、提出する。

これ以外の方法による提出は認めない。

8 質問書

「参加申請書」を提出した者は、企画提案書作成のため、下記のとおり、質問を行うことができるものとする。

(1) 質問書について

企画提案に係る質問事項については、令和6年4月12日（金）午後3時まで（必着）に別紙2を用いて紙文書もしくは電子メールで事務局窓口へ提出する。

(2) 回答について

質問の回答については、全ての参加申請書を提出した者に回答する。

回答にあたっては、電子メールより行うものとし、令和6年4月16日（火）を予定する。

なお、質問の回答については、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(3) 辞退について

「参加申請書」を提出した者は、質問の回答を踏まえ、本件プロポーザルを辞退することができるものとする。

提案の辞退を希望する場合は、令和6年4月18日（木）午後5時まで（必着）に辞退届（様式は任意）を書面により提出すること

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

9 提案関係書類の提出

令和6年4月26日（金）午後5時まで（必着）に、下記の提案書類を事務局窓口へ持参し、提出する。これ以外の方法による提出は認めない。

【提出書類】

No	提出書類	様式	部数	備考
1	企画提案書	任意	12部	・仕様書で示した業務内容について、取組の進め方等を具体的に記載する。
2	提案物	任意	12部	・仕様書で示した提案を求める内容について、具現化した提案物を持参する。
3	業務実施体制	任意	12部	・配置予定の業務監督者、業務担当者等を記載する。
4	予定業務担当者経歴	任意	12部	・配置予定の業務監督者、業務担当者等の経歴を記載する。
5	参考見積書	任意	2部	・本業務に係る経費を明示する。
6	会社概要	任意	2部	・会社概要を記した資料とする。 (既存のパンフレット等も可)
7	事業実績	任意	2部	・本業務と同種・類似した業務に関する実績等を記した資料とする。

※ Microsoft office Word または PowerPoint で作成した上記企画提案書類等の電子データを CD-R または DVD-R に格納し、1部提出すること。

(1) 留意事項

- ・ 企画提案書を提出した後の追加・修正は不可とする。
- ・ 予算上限額を超えた提案の場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。
- ・ 企画提案に係る費用は参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 参考見積書の作成について

- ・ 本業務に係る見積項目については、下記のとおりとする。
ア) 本仕様書「第3章 特記仕様」に定める内容に係る費用
イ) 本業務の企画提案の実現に要する進行管理等の費用

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時・場所

- ・ 令和6年5月10日（金）において本市が指定する時間帯でプレゼンテーションを実施する。但し、この日程は予定であるため、変更する可能性がある。
- ・ プレゼンテーションの時間帯及び場所については、別途、指定するものとし、参加者に対して直接、通知する。

(2) 実施方法

- ・ 1者あたりの持ち時間は30分とし、うち20分間を説明、10分間を質疑応答とする。

11 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ① 予算上限額を超えた参考見積書を提出した者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑥ その他「募集要領」の諸条件に違反した者

12 審査方法等

- ・ 審査は、企画提案書及び提案物、プレゼンテーションによる審査を行い、1者を選定する。
- ・ 特に提案物については、仕様書に定めるそれぞれの提案に求めることを鑑み、そのデザインや目的に応じた規格・材質、発信力、内容の分かりやすさ等を総合的に判断するものとする。
- ・ 審査結果については、速やかに企画提案者に対し通知するものとする。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
なお、説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参のうえ、書面で申請するものとする。これに対する回答は、後日、文書により行う。
- ・ 審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

13 契約

- ・ 本市は、提出された「提案関係書類」及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、「宇都宮市契約規則」の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

14 事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 建設部 LR T整備課内 協働広報室（宇都宮市役所9階）
（電話） 028-632-2305
（Mail） uLRT-PR@city.utsunomiya.tochigi.jp

15 参考情報

(LRT事業専用ホームページ「MOVE NEXT」)

<https://u-movenext.net/>

(本市ホームページURL)

- 東西基幹公共交通LRT
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/lrt/index.html>
- ネットワーク型コンパクトシティ
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/1007653.html>
- スーパースマートシティ
https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/107/04-11.pdf
- 交通未来都市うつのみや
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/1012693.html>
- 宇都宮都市交通戦略
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/senryaku/index.html>
- バス・公共交通
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/kokyo/index.html>
- 地域内交通
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kotsu/chiikinai/index.html>
- 宇都宮駅東口地区のまちづくり
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/higashiguchi/index.html>

ライトライン等に係る市民理解促進支援業務 参加申請書

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

Ⓜ

ライトライン等に係る市民理解促進支援業務における企画提案競技について、参加を申請します。

なお、参加申請にあたり、下記の参加資格要件を満たすことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- 2 宇都宮市の令和3～6年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「催事関係業務」又は「印刷物・看板等企画・デザイン業務」又は「その他の業務」に登録されている者、または、令和6年6月1日時点の名簿への登録が完了する見込み（令和6年5月5日までに契約課までに申請すること）の者
- 3 宇都宮市入札参加指名停止基準に基づく入札参加停止又は入札参加保留期間中でないこと
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。

担当者役職・氏名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	E-mail	

ライトライン等に係る市民理解促進支援業務に係る質問書

(あて先) 宇都宮市建設部LRT整備課内協働広報室

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

標題について、以下のとおり質問します。

1 質問内容

No.	質 問
1	
2	

※ 質問欄が不足した場合は、行追加の上、記入願います。

2 連絡先

担当者 役職・氏名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	E-mail	

3 質問提出期限

令和6年4月12日(金)午後3時00分まで

4 提出先

提出にあたっては、下記の電子メールアドレスあてに提出すること

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 建設部 LRT整備課内 協働広報室 (宇都宮市役所9階)

(電話) 028-632-2304

(Mail) uLRT-PR@city.utsunomiya.tochigi.jp